



長野県報

3月31日(火)
令和2年
(2020年)
号外

目次

規則

事務処理規則の一部を改正する規則(人事課)..... 1

訓令

長野県職員服務規程の一部改正(人事課)..... 4

職員を長野県選挙管理委員会の書記等に充てるための訓令の一部改正(人事課).....19

兼務に関する規程の一部改正(人事課).....20

長野県流域下水道事業財務規則第2条に定める本所及び所の企業出納員の任免の一部改正(人事課).....23

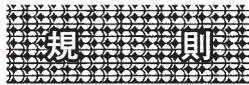
職務に専念する義務の特例に関する訓令の一部改正(コンプライアンス・行政経営課).....23

職員安全衛生管理規程の一部改正(職員課).....23

令和2年4月1日付けで別に人事通知書を交付されない者について(義務教育課).....23

長野県立学校長職務規程の一部改正(高校教育課).....24

長野県立学校職員服務規程の一部改正(高校教育課、特別支援教育課).....24



事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和2年3月31日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第39号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「こども・若者担当部長」の次に「、地域医療担当部長、気候変動担当部長」を加え、同条第3項中「(その事務についてリニア整備推進局長があらかじめ指定した次長に限る。)」を削る。

第9条第8項中「ときは事務を主管する」を「ときは」に改め、「、建設部長、リニア整備推進局長及び事務を主管するリニア整備推進局の次長がともに不在のときはリニア整備推進局の他の次長が」を削り、同条第9項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第3号を同項第6号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (4) 地域医療担当部長 他の事務を主管する課長が代決する。
- (5) 気候変動担当部長 他の事務を主管する課長が代決する。

第9条第9項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 交通担当部長 他の事務を主管する課長が代決する。

第9条第13項を次のように改める。

13 リニア整備推進局長が不在のときは、リニア整備推進局の次長がその事務を代決する。

第9条第14項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第3号を同項第6号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (4) 地域医療担当部長 他の事務を主管する課長が代決する。
- (5) 気候変動担当部長 他の事務を主管する課長が代決する。

第9条第14項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 交通担当部長 他の事務を主管する課長が代決する。

別表第2の2を次のように改める。

2 現地機関の長及び県税事務所事務所に委任する事項

(1) 現地機関の長に委任する事項

当該機関の所掌に係る次の事項

ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号)の規定に基づく次の事項

- (7) 第22条の2第1項の規定による採用
- (イ) 第22条の2第2項の規定による任期の設定
- (ウ) 第22条の2第3項の規定による任期の明示
- (エ) 第22条の2第4項の規定による任期の更新
- (オ) 第38条第1項の規定による許可(第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に係るものに限る。)

イ 職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年長野県条例第3号)第3条第1項の規定による所属職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(別表第5の1の(4)及び(5)において「会計年度任用職員」という。)に限る。)の職務に専念する義務の免除

- (2) 現地機関の長(長野県果樹試験場長及び会計センター所長を除く。)及び県税事務所事務所に委任する事項
当該機関(長野県農業大学校にあつては同校農学部実科

及び研究科を除く。)の所掌に係る次の事項(以下「財産管理等」という。)

ア 庁舎その他の行政財産の管理及び庁中取締り

イ 当該機関の職員のみを入居対象とする職員宿舎の管理及び廃止された職員宿舎に係る財産の管理(当該機関の長において管理することが適当と認められるときに限る。)

ウ 物品及び借受不動産の管理

別表第2の4の(1)中「地域農業改良普及センターの予算執行等並びに」を削り、同(8)のキ中「事項」の次に「(ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成11年政令第433号)別表第1の第5号及び別表第2の第15号から第17号までに掲げる施設に係るものを除く。)」を加え、同クの(ウ)中「(イ)」を「(ロ)」に改め、同(イ)を同(ロ)とし、同(ニ)を同(イ)とし、同(ハ)中「第49条第7項」を「第49条第8項」に改め、同(ケ)を同(ニ)とし、同(ト)の次に次の事項を加える。

(イ) 第49条第7項の規定による勧告

別表第2の4の(13)のヌ中「別表の27の(10)」を「別表の27の(13)」に改め、同スと同セとし、同シを同スとし、同サの(ウ)中「第14条第3項」を「第15条第3項」に改め、同(エ)中「第15条第1項」を「第16条第1項」に改め、同(オ)中「第15条第2項」を「第16条第2項」に改め、同サを同シとし、同コを同サとし、同ケの次に次の事項を加える。

コ ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく次の事項(ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の第5号及び別表第2の第15号から第17号までに掲げる施設に係るものに限る。)

(ア) 第12条第1項の規定による特定施設の設置の届出の受理

(イ) 第13条第1項又は第2項の規定による特定施設の使用の届出の受理

(ウ) 第14条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の届出の受理

(エ) 第15条の規定による計画変更又は計画廃止の命令

(オ) 第17条第2項の規定による実施制限期間の短縮

(カ) 第18条の規定による氏名の変更等の届出の受理

(キ) 第19条第3項の規定による承継の届出の受理

(ク) 第22条第1項の規定による改善命令又は使用の一時停止命令

(ケ) 第23条第2項の規定による事故時の通報の受理

(コ) 第23条第3項の規定による事故時の措置命令

(サ) 第28条第3項の規定による測定結果の報告の受理

(シ) 第34条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査

別表第2の4の(16)のサを削り、同シを同サとし、同スからソまでを同シからセまでとし、同セの次に次の事項を加える。

ソ 経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱(平成27年4月9日付け27農技第93号農政部長通知)の規定に基づく補助金の交付(事業が県全域にわたる団体に係るものを除く。)

別表第2の4の(16)のタを削り、同チを同タとし、同ツ中「産地パワーアップ事業補助金交付要綱」を「産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付要綱」に改め、同ツを同チとし、同テを同ツとし、同(16)に次の事項を加える。

テ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業等補助金交付要綱(平成31年4月1日付け31園畜第257号農政部長通知)の規定に基づく補助金の交付(事業が県全域にわたる団体に係るものを除く。)

ト 農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付要綱(令和元年8月9日付け元農政マ第93号農政部長通知)の規定

に基づく補助金の交付(事業が県全域にわたる団体に係るものを除く。)

別表第2の4の(18)中「農業委員会交付金、機構集積支援事業費補助金及び農地台帳システム整備事業費補助金」を「交付金」に改め、同(37)のアの(7)及び(イ)中「第68条第2項」を「第68条第4項」に改め、同(シ)を同(リ)とし、同(ハ)から(サ)までを同(リ)から(セ)までとし、同(カ)中「(イ)」を「(リ)」に改め、同(カ)のeを同fとし、同dの次に次の事項を加える。

e 管理規程(管理規程の変更又は廃止を含む。)の認可及び公告(第84条において準用する場合を含む。)

別表第2の4の(37)のアの(ハ)を同(ケ)とし、同(ハ)を同(リ)とし、同(エ)を同(ハ)とし、同(ハ)の前に次の事項を加える。

(ア) 第30条第2項(第84条において準用する場合を含む。)の規定による定款変更の認可

(カ) 第30条第3項(第84条において準用する場合を含む。)の規定による公告

別表第2の4の(37)のアの(ウ)を同(エ)とし、同(イ)の次に次の事項を加える。

(ウ) 第29条の2第4項(第84条において準用する場合を含む。)の規定による決算関係書類の受理

別表第2の4の(42)のモ中「松くい虫被害木利活用事業補助金交付要綱」を「松くい虫枯損木利活用事業補助金交付要綱」に改め、同(42)に次の事項を加える。

ヤ 森林経営管理制度広域連携体制支援事業補助金交付要綱(令和2年3月18日付け元森政第530号林務部長通知)の規定に基づく補助金の交付

ユ 松くい虫被害市町村拡大防止事業補助金交付要綱(令和2年3月30日付け元森推第741号林務部長通知)の規定に基づく補助金の交付

別表第2の4の(50)のウ中「第8条第1項」を「第14条第1項」に改め、同イ中「第8条第1項」を「第14条第1項」に改め、「(第9条第1項において準用する場合を含む。)」を削り、同ウ中「第9条第1項」を「第15条第1項」に改め、同キ中「第59条第1項」を「第77条第2項」に改め、同キを同クとし、同カ中「第58条第5項」を「第76条第8項」に改め、同カを同キとし、同オ中「第58条第1項」を「第76条第2項」に改め、同オを同カとし、同エ中「第9条第2項」を「第15条第2項」に改め、同エを同オとし、同ウの次に次の事項を加える。

エ 第15条第1項の規定による変更承認

別表第2の6の(28)を同(29)とし、同(15)から(27)までを同(16)から(28)までとし、同(14)の次に次の事項を加える。

(15) 長野県風しん抗体検査事業実施要綱(令和元年10月30日付け元保疾第760号健康福祉部長通知)の規定に基づく費用の支払い

別表第2の7の(1)のアの(ホ)を同(ニ)とし、同(ハ)から(ハ)までを同(リ)から(マ)までとし、同(リ)の次に次の事項を加える。

(イ) 第55条の8第1項の規定による被保護者健康管理支援事業の実施

(ウ) 第55条の9第2項の規定による情報の提供

別表第2の9の(2)のロ中「第11条第3項」を「第11条第4項」に改め、同14の(11)のアの(サ)中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に、「(リ)及び(ト)」を「及び(リ)から(サ)まで」に改め、同(リ)を削り、同(セ)を同(リ)とし、同(シ)の次に次の事項を加える。

(セ) 第21条の5第2項の規定による動物の個体等に関する届出の受理

別表第2の14の(11)のアの(ウ)中「第22条の6第3項」を「第22条の6」に改め、同(リ)を同(リ)とし、同(カ)から(リ)までを同(ロ)から(リ)ま

でとし、同(ヤ)中「(コ)」を「(ロ)」に改め、同(ヤ)を同(リ)とし、同(7)から(ト)までを同(ク)から(ル)までとし、同(七)中「第25条第4項」を「第25条第7項」に改め、同(七)を同(ル)とし、同(ル)の前に次の事項を加える。

(ニ) 第25条第5項の規定による報告の徴収又は立入検査

別表第2の14の(11)の(ハ)中「第25条第3項」を「第25条第4項」に改め、同(ハ)を同(マ)とし、同(ノ)中「第25条第2項」を「第25条第3項」に改め、同(ノ)を同(ハ)とし、同(ネ)中「第25条第1項」を「第25条第2項」に改め、同(ネ)を同(ハ)とし、同(ハ)の前に次の事項を加える。

(7) 第25条第1項の規定による指導又は助言

別表第2の14の(11)の(ス)を同(セ)とし、同(ニ)を同(ハ)とし、同(ナ)中「第24条の2」を「第24条の2の2」に改め、同(ナ)を同(ノ)とし、同(ノ)の前に次の事項を加える。

(ニ) 第24条の2第1項の規定による勧告

(ス) 第24条の2第2項の規定による命令

(ネ) 第24条の2第3項の規定による報告の徴収又は立入検査

別表第2の14の(11)の(ト)を同(ケ)とし、同(テ)中「第23条第3項」を「第23条第4項」に改め、同(テ)を同(ト)とし、同(ツ)の次に次の事項を加える。

(テ) 第23条第3項の規定による勧告に従わなかった旨の公表

別表第2の14の(11)の(イ)の(コ)中「第13条第10号」を「第13条第11号」に改め、同(14)の(ウ)中「第25条の5第2項」を「第29条第2項」に改め、同(ウ)中「第25条の7」を「第31条」に改め、同(コ)中「第25条の8第1項」を「第32条第1項」に改め、同(ク)中「第25条の8第2項」を「第32条第2項」に改め、同(ク)中「第25条の8第3項」を「第32条第3項」に改め、同(ケ)中「第32条第2項」を「第66条第2項」に改め、同(ケ)を同(ス)とし、同(ウ)中「第32条第1項」を「第66条第1項」に改め、同(ウ)を同(ニ)とし、同(セ)中「第27条第1項」を「第61条第1項」に改め、同(セ)を同(ナ)とし、同(ス)中「第25条の9第1項」を「第38条第1項」に改め、同(ス)を同(ト)とし、同(ツ)の次に次の事項を加える。

(ス) 第34条第1項の規定による勧告

(セ) 第34条第2項の規定による公表

(ツ) 第34条第3項の規定による命令

(ケ) 第36条第1項の規定による勧告

(フ) 第36条第2項の規定による勧告

(ツ) 第36条第3項の規定による公表

(テ) 第36条第4項の規定による命令

別表第2の14の(14)の(ウ)を同(オ)とし、同(オ)の前に次の事項を加える。

エ 健康増進法施行規則等の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第17号)の規定に基づく次の事項

(7) 附則第2条第6項の規定による届出の受理

(イ) 附則第2条第7項の規定による届出の受理

(ウ) 附則第2条第8項の規定による届出の受理

別表第2の14の(14)の(イ)を同(ウ)とし、同(ウ)の次に次の事項を加える。

イ 健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)の規定に基づく次の事項

(7) 附則第2条第5項の規定による報告の徴収及び立入検査

(イ) 附則第3条第3項の規定による報告の徴収及び立入検査

別表第2の14の(30)中「覚せい剤取締り」を「覚醒剤取締り」に

改め、同(30)の(ア)中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同(ア)の(7)中「覚せい剤施用機関及び覚せい剤研究者」を「覚醒剤施用機関及び覚醒剤研究者」に改め、同(ス)中「覚せい剤原料取扱者及び覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤原料取扱者及び覚醒剤原料研究者」に改め、同(フ)中「第30条の14」を「第30条の14第1項」に改め、同(イ)中「覚せい剤取締法施行規則」を「覚醒剤取締法施行規則」に改め、同(31)の(ア)の(7)中「第17条第1項及び第2項」を「第18条第1項」に改め、同(37)の(3)の(ス)を削り、同(ネ)中「第47条の3」を「第47条の4第2項」に改め、同(ネ)を同(ス)とし、同(ノ)中「第47条の4第1項」を「第47条の5第1項」に改め、同(ノ)を同(ネ)とし、同(ハ)を同(ノ)とし、同(セ)を同(ハ)とし、同(7)中「並びにエ」を削り、同(7)を同(セ)とし、同(ハ)から(マ)までを同(7)から(ル)までとし、同(エ)を削り、同(オ)を同(エ)とし、同(カ)から(コ)までを同(オ)から(ケ)までとする。

別表第3の3中「(ニ)及び(ス)」を「(ス)及び(ネ)」に、「コの(ク)」を「コの(シ)、サの(ク)」に、「サの(イ)」を「シの(イ)」に、「シ、」を「ス、」に改め、同4中「同(16)、同(18)の(ア)」を「同(17)、同(19)の(ア)」に、「同(21)の(ア)の(7)」を「同(22)の(ア)の(7)」に、「同(22)の(ア)」を「同(23)の(ア)」に、「同(23)の(ア)」を「同(24)の(ア)」に、「同(24)の(ア)」を「同(25)の(ア)」に改め、同7中「から(ト)まで、(ネ)から(セ)まで、(マ)、(ト)及び(ヨ)」を「(、(ツ)、(ト)から(ネ)まで、(ハ)から(ル)まで、(リ)、(ル)及び(7)」に改め、同9中「同39及び同41」を「同38及び同40」に改める。

別表第4の1の(5)及び同3の(15)中「産業政策監」を「女性活躍推進監、産業政策監、信州ブランド推進監」に改める。

別表第5の1の(6)を同(8)とし、同(5)を同(7)とし、同(4)を同(6)とし、同(6)の前に次の事項を加える。

(5) 職務に専念する義務の特例に関する条例第3条第1項の規定による所属職員(会計年度任用職員に限る。)の職務に専念する義務の免除

別表第5の1の(3)中「(昭和26年長野県条例第3号)」を削り、「もの」の次に「及び会計年度任用職員」を加え、同(3)を同(4)とし、同(2)を同(3)とし、同(1)を同(2)とし、同(2)の前に次の事項を加える。

(1) 地方公務員法の規定に基づく次の事項

ア 第22条の2第1項の規定による採用

イ 第22条の2第2項の規定による任期の設定

ウ 第22条の2第3項の規定による任期の明示

エ 第22条の2第4項の規定による任期の更新

オ 第38条第1項の規定による許可(第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に係るものに限る。)

別表第7の1中「長等(」の次に「農業農村支援センター所長、農業農村支援センター支所長、」を加え、「地域農業改良普及センター支所長」を削り、同2の(3)の(コ)中「第14条第1項」を「第15条第1項」に改め、同(サ)中「第14条第3項」を「第15条第3項」に改める。

別表第9の1中「地域農業改良普及センター所長」を削り、同1の(1)中「副局長」の次に「(副局長が複数の地域振興局にあつてはその事務について局長があらかじめ指定した副局長)」を加え、同10中「県税事務所事務所長」を「農業農村支援センター所長、県税事務所事務所長」に改め、「地域農業改良普及センター支所長」を削る。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第2の14の(11)の(ア)及び別表第3の7の改正規定は同年6月1日から、別表第2の7の(1)の(ア)の改正規定は令和3年1月1日から施行する。